

市内事業者の皆さまへ・・・ 明石市からのお願いです。



## 蛍光灯などの 水銀使用製品の



# 適正な処理にご協力ください



水銀による環境汚染を世界規模で防いでいくための枠組みである「水銀に関する水俣条約」が、平成 29 年 8 月に発効となりました。

また、国内では、平成 27 年 6 月に「水銀による環境汚染の防止に関する法律（水銀汚染防止法）」が公布されるなど、関係法令の整備が進められております。

本市においてもこれらの動きに対応するため、平成 29 年 10 月以降、水銀使用製品産業廃棄物（産業廃棄物）である蛍光灯などは、一般廃棄物と併せて処理することができなくなります。

事業者の皆さまが排出している水銀使用製品については、水銀使用製品産業廃棄物（産業廃棄物）として、引き続き適正に処理していただくようお願いします。



平成 29 年 **10月1日以降** は、次のように対応願います。

○蛍光灯などの水銀使用製品は  
**水銀使用製品産業廃棄物として処理** ※1 してください。

※1 現在、既に産業廃棄物処理施設にて処理している場合は、引き続き適正処理をお願いします。

○産業廃棄物としての処理にあたっては、収集の委託をしている許可業者にお問い合わせください。

水銀使用製品産業廃棄物について、通常の産業廃棄物の措置に加え、新たな措置が必要となります。詳しくは裏面の表をご覧ください。

## ○水銀使用製品産業廃棄物に関する新たな措置○

項 目	必要な記載事項等
業の許可証	取り扱う廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれていることが必要です。 注) 平成 29 年 10 月 1 日時点で、これらの廃棄物を取り扱っている場合、変更許可は不要です。
委託契約書	委託する廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれることを明記すること。 注) 平成 29 年 10 月 1 日以前に、契約締結している委託契約書については、新たに契約変更等をする必要はありません。
マニフェスト	産業廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること、また、その数量を記載すること。
廃棄物保管場所の掲示板	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれることを明記すること。
帳 簿	「水銀使用製品産業廃棄物」に係るものであることを明記すること。
保 管	他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置をとること。
処理の委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者へ委託すること。</li> <li>・水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者へ委託すること。</li> </ul>
収集・運搬	破碎することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分して収集・運搬すること。
処分・再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置をとること。</li> <li>・水銀回収の対象となる水銀使用製品産業廃棄物については、ばい焼設備によるばい焼、又は水銀の大気飛散防止措置をとった上で、水銀を分離する方法により、水銀を回収すること。</li> <li>・安定型最終処分場への埋立は行わないこと。</li> </ul>



明石市市民生活局環境室資源循環課  
☎078-918-5794